

足利市ホームページリニューアル業務委託 募集要項

1 業務名

足利市ホームページリニューアル業務

2 業務概要

(1) 業務の目的

本市のホームページは、平成22年度にCMSを導入し現在まで市政情報などの発信を行ってまいりましたが、ホームページによる即時的な情報発信の重要性が高まってきたことなどを受け、足利市ホームページリニューアル業務(以下「本業務」という。)を行うことにより、災害時でも稼働するホームページの構築、職員の操作性の向上、従来よりも低コストで稼働するホームページの構築を目指すものです。これに併せ、デザインのリニューアル、アクセシビリティの向上なども目指します。

これらを実現するため、価格のみならず提案内容、実績、業務に対する理解などの要素を総合的に判断することができるプロポーザル方式を採用し、適切な業務体制で効率的・効果的に委託業務を実施することができる事業者を選定します。

(2) 業務の内容

別紙「足利市ホームページリニューアル業務 仕様書」のとおり

(3) 契約内容及び予算額(提案限度額)

ア ホームページリニューアル業務

・契約期間

契約日の翌日から令和5年1月31日まで

・支払方法

完了払い(1回)

・予算額(提案限度額)

9,000,000円※消費税込み。

イ ホームページ運用保守業務

・契約期間

令和5年2月1日から令和10年3月31日まで(長期継続契約)

・支払方法

利用月の翌月の月末払い

・予算額(提案限度額)

月額200,000円(総額12,400,000円)※消費税込み。

※予算額は契約予定価格ではなく、予算の規模を示すためのものである。

※提案限度額を超えた場合は失格とする。

※見積書についての詳細は、別紙「足利市ホームページリニューアル業務 仕様書」に記載する。

3 選考方法

公募型プロポーザル方式による。

「8 企画提案書の記載内容」にある内容についての提案書提出後、プレゼンテーションを行う。なお、詳細な評価内容の公開はしない。

4 参加資格

- (1) 採用業務が足利市の令和4・5年度物品購入・業務委託等認定業者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (3) 足利市競争入札参加者指名停止要領（平成22年4月1日実施）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに足利市暴力団排除条例（平成24年足利市条例第22号）第6条に規定する密接関係者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされている者（ただし、会社更生法に基づく更生計画または民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) CMSの取り扱いがあり、令和元年度から3年度の間、栃木県、群馬県、茨城県の自治体でCMSの導入実績があること。

5 募集要項の質問に関する事項

- (1) 受付期日
令和4年4月1日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法
「質問書」（様式第4号）を作成し、電子メールに添付して提出すること（口頭、電話、ファクス、郵送、持参による質問は不可）。件名に「足利市ホームページリニューアル業務 募集要項への質問」と記載し、電子メール送信後、必ず電話による受信確認連絡をすること。
- (3) 提出先
足利市総合政策部秘書広報課広報広聴担当のメールアドレス宛とする。
E-mail : office@city.ashikaga.lg.jp（担当：米澤・加藤）
- (4) 質問書の回答
質問に対する回答は、令和4年4月8日（金）までに、各社の提示するメールアドレスに送付する。なお、質問に対する回答は、本要項及びその他提出資料等の追加または修正とみなす。

6 参加表明に関する事項

参加しようとするものは、下記書類の提出を要する。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 参加資格要件確認票（様式第2号）
- ウ 会社概要等（様式第3号）及び会社案内パンフレット

(2) 提出部数

各1部

※7（1）ウ会社概要等（様式第3号）及び会社案内パンフレットのみ8部

(3) 提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限

令和4年4月13日（水）午後5時必着

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前8時30分から正午、午後1時から午後5時の間に持参すること。

※郵送の場合は、封筒に「足利市ホームページリニューアル業務参加表明書在中」と記して送付すること。

イ 提出先

〒326-8601 足利市本城三丁目2145番地 足利市役所本庁舎3階
総合政策部秘書広報課広報広聴担当 米澤・加藤

ウ 提出方法

持参または郵送（書留郵便または配達証明できる方法に限る）

(4) 参加資格要件の審査

提出があった参加表明書及び関係書類等を足利市秘書広報課で審査し、参加資格要件を確認した者に対し、企画提案書提出要請書を電子メールで通知及び郵送で送付する。また、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び理由を書面により通知する。

(5) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加表明書を提出した者のうち、参加資格要件が満たなかった旨の通知を受けたものは、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面により、市長に対し、参加資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

イ 市長が説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により回答する。

7 企画提案書に関する事項

(1) 提出物

ア 提案書（任意書式 A4版）

- ・「8 企画提案書の記載内容」に基づき作成すること。
- ・企画提案書1部あたり表紙を除き50ページ以内とする。

- ・ A 4 版、横書き、文字サイズ 10.5 ポイント以上とする。(印刷色は問わない)
- ・ 専門知識がないものでも理解できるよう簡潔でわかりやすく記載すること。
- ・ 自社名等は記載しないこと。(活用する媒体・事業者の名称やロゴマーク等は可。)

イ 機能要件一覧

各項目の可否と備考がある場合は備考欄に記入すること。

ウ 見積書(様式第 5 号 内訳書は任意書式 A 4 版)

- ・ 「足利市ホームページリニューアル業務委託」と「足利市ホームページ運用保守業務委託」に分けて見積り、作成すること
- ・ 運用保守に係る経費は総額を見積書に記載し、毎月の費用は内訳書に示すこと。
- ・ 内訳書には算出根拠を明らかにした書類を添付すること。
- ・ 価格については、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって見積価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 書類作成上の留意事項

A 4 版を用いて、下部中央にページ番号をふること。

(3) 提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限

令和 4 年 5 月 1 9 日(木) 午後 5 時必着

イ 提出場所

上記「6 (3) イ」による。

ウ 提出方法

- ・ 提出する提案は 1 案とし、7 (1) 提出物ア～ウを 1 部として整理し、9 部を持参または郵送(書留郵便に限る)により提出すること。
- ※ア～ウは、正本 1 部のみ社名を明記し(押印不要)、残り 8 部は社名、社判、ロゴマークを削除するなど、参加事業者がわからないようにすること。
- ・ 持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前 8 時 3 0 分から正午及び午後 1 時から 5 時の間、郵便の場合は提出期限必着のこと。期限までに提出しない場合は辞退とみなす。

(4) 追加及び変更

提出後の差し替え(追加及び変更等)は認めない。

8 企画提案書の記載内容

- (1) 別紙「足利市ホームページリニューアル業務 仕様書」に記載の基本方針に基づいた考え方、コンセプト等
- (2) スケジュール案
- (3) 本市ホームページの分析結果と改善案等
- (4) 提案する CMS の特徴や操作方法等

- (5) ハードウェア機器構成・データセンターについて
- (6) セキュリティ対策、SSL証明書について
- (7) サイト構成・カテゴリ案
- (8) ページの公開速度
- (9) 検索性を上げる工夫、構造崩れを防ぐ工夫
- (10) トップページ、下位ページレイアウト案（パソコン用、スマートフォン・タブレット用）
- (11) ユーザビリティ、アクセシビリティへの対応や支援ツールについて
- (12) データ移行（金額の見積りは7,000ページ）と各ページの品質向上
- (13) マニュアルやガイドラインの作成について
- (14) 緊急災害時における対応・体制や職員による操作について
- (15) 職員研修の実施方法
- (16) 実施体制及び運用サポート体制
- (17) 将来の拡張性、運用期間中のアップデートなどに対する考え方
- (18) 追加提案
- (19) その他特記すべき事項

9 優先交渉権者を選定するための評価基準

次表に掲げる項目を基準として提案の評価を行う。

審査項目	評価項目	評価の視点	
企業評価	会社概要 実績	会社概要、ホームページ構築等の類似業務の実績が直近3年以内にあるか	
	実施体制	企業としての業務体制は万全か 管理責任者・担当者の平均経験年数	
	同種業務実績	地方自治体における同種業務導入実績があるか	
提案内容	スケジュール	スケジュールに無理がないか	
	コンセプト	本業務に対する考え方が本市の目的と合致しているか 現在の本市ホームページの分析と改善案は的確か サイト構成やカテゴリ案等の利便性は高いか	
	閲覧の利便性	閲覧者が利用しやすいホームページか	
	システム デザイン		CMSは簡単に操作でき、わかりやすいか
			アクセシビリティに配慮したページが作れるか
			ホームページ全体や各ページ管理がしやすいか
			トップページや下位ページのレイアウトの見栄え
	スマートフォンやタブレットで見やすいレイアウトか		
	公開速度はどの程度か		
	セキュリティ対策は万全か セキュリティ対策について安心して任せられるか		

		機器類は常時安定して稼働する構成か
	運用支援	障害対応に関する提案（体制、手段等）は十分か
		運用サポートは十分か （体制、窓口、マニュアル、研修内容等の提案内容）
	災害対応	緊急時の対応方法、運用方法に関する提案は十分か
	その他の提案	仕様書に記載されている内容以外に、足利市にとって有益な独自の提案がされているか
価格	見積額	足利市ホームページリニューアル業務委託 足利市ホームページ運用保守業務委託（総額）

10 優先交渉権者の選定方法および審査

(1) 選定方法

本要項に従い提案書を提出した者（以下「提案者」という）を対象に「足利市ホームページリニューアル業務審査委員会」（以下「審査委員会」という）が審査し、最も優れた提案を行ったものを優先交渉権者とし、2位の者を次点者とする。

※提案者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、審査委員会が評価の基準を満たしていないと判断した場合は選定しない。

※最も優れた提案を行ったものが複数の場合、くじにより優先交渉権者を決定する。

(2) 審査

提出された企画提案書をもとに、あらかじめ定められた評価基準（前項参照）に基づき厳正かつ公平に書類審査及びプレゼンテーションを行い審査する。

なお、プレゼンテーションは、本業務を担当する業務責任者（業務担当者も可）が行うものとする。プレゼンテーションの開催等については別途通知する。

11 優先交渉権者等に対する通知方法及び審査結果の公表

(1) 優先交渉権者への通知

優先交渉権者に選定されたものに対しては、選定された旨を書面（選定通知書）により通知する。

(2) 非選定者への通知

ア 優先交渉権者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知する。

イ アの通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

(ア) 受付場所

上記「6（3）イ」による。

(イ) 受付時間

市役所の閉庁日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から5時の間に持

参すること。

ウ 上記イの回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない）以内に書面により行う。

(3) 審査結果の公表

優先交渉権者決定後、選定結果及び評価結果を足利市ホームページに公表する。

- ア 優先交渉権者名及び住所、並びに代表者の氏名
- イ 優先交渉権者が提案した見積もり金額
- ウ 参加者の数
- エ 評価結果（優先交渉権者以外の氏名は符号によるものとする）

1.2 契約の締結

(1) 契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

- ア 優先交渉権者が審査後、上記「4 参加資格」を満たさなくなったとき
- イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき
- ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき
- エ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となったとき

(2) 契約締結日 令和4年6月中を予定

1.3 スケジュール ※日程は都合により変更することがある。

令和4年3月25日（金）	公告
4月1日（金）午後5時まで	質問の受付期限
	質問への回答
4月13日（水）午後5時まで	参加表明書等の提出期限
5月19日（木）午後5時まで	企画提案書等の提出期限
5月30日（月）の週（予定）	プレゼンテーション開催
6月中（予定）	審査結果通知発送、優先交渉権者との協議及び契約
令和5年1月	ホームページリニューアル完了、操作研修
令和5年2月（予定）	ホームページ稼働
令和5年2月～令和10年3月	ホームページ運用保守期間

1.4 その他（留意事項）

- (1) 本業務に関する委託契約は、足利市ホームページのリニューアル業務に係る「ホームページリニューアル業務委託」と、リニューアル後の足利市ホームページの運用保守に係る「足利市ホームページ運用保守業務委託」の2つの契約とする。

- (2) 2つの契約のうち、足利市ホームページ運用保守業務委託契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び足利市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年足利市条例第10号)に規定される長期継続契約とし、契約の期間は令和5年2月1日から令和10年3月31日までとする。よって、業務の実施については、足利市における当該年度の予算の成立を前提とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書
- ア 提出期限までに参加表明書を提出しないものは企画提案書を提出することができないものとする。
- イ 提案書の著作権は参加事業者に帰属するものとする。
- ウ 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- エ 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合、またはプレゼンテーションの中で虚偽の説明をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うこととする。
- オ 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び企画提案書は、足利市に無断で使用しない。
- カ 企画提案書に記載した業務責任者は、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、足利市情報公開条例(平成11年3月23日条例第3号)の規定に基づき、開示することがあるので留意すること。
- (5) 様式・見積書への押印は不要とし、持参または郵送により提出することで当該事業者から提出された正規の書類であるとみなす。

15 問い合わせ先

足利市総合政策部秘書広報課広報広聴担当

担当：米澤、加藤

〒326-8601 栃木県足利市本城3丁目2145番地

電話：0284-20-2107

ファクス：0284-21-4044

Eメール：office@city.ashikaga.lg.jp